

※ 届出受理番号

喫煙可能室設置施設 届出書

尼崎市 長

年 月 日

届出者

印

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな)	
	①名称	
	②-1所在地	〒 ー 尼崎市 (電話 ー ー)
	②-2車両番号等	鉄道等の車両内に店舗が所在する場合のみ記入
	③営業許可番号	第 ー 号
④営業許可日	年 月 日	
2 管理権原者	(ふりがな)	
	①氏名(法人にあつては、その名称)	
	(ふりがな)	
②法人にあつては、その代表者の氏名		
③住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)	〒 ー (電話 ー ー)	
3備考	(担当者)氏名 (担当者)職名 (担当者)連絡先	ー ー
	その他伝達事項	

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

提出方法	窓口 ・ 郵送 ・ FAX
ステッカー	喫煙可能 ・ 喫煙区域あり

要件チェックシート

届出書の記入前に、既存小規模飲食店の要件を確認しましょう。

① 営業開始日は令和2年4月1日以前ですか？

営業開始日： 年 月 日

② 個人経営、または資本金5千万以下の中小企業ですか？

どちらかに○をつけてください（企業の場合は資本金額を記入）

個人経営 or 中小企業

資本金額： 円

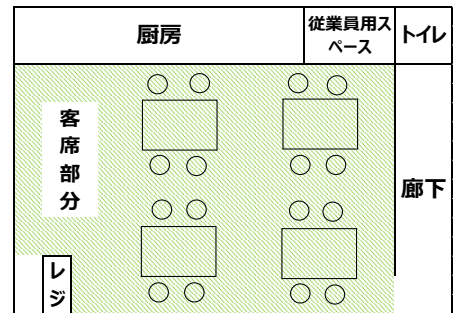
③ 客席部分の面積は何平方メートルですか？

【客席面積のイメージ】

100平方メートル以下であることが必要です。

m²

※「客席」とは、客に飲食をさせるために利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。



①～③の全ての要件を満たせば「飲食可能な喫煙区域」の設置が可能です。

※要件に1つでも当てはまらない場合は、「店内全面禁煙」または「喫煙専用室の設置」のご対応をお願いします。

★喫煙区域を設置する場合、下記のいずれかの表示が必要です。

建物内の全部を喫煙可能とする場合



建物内の一部を喫煙可能とする場合

喫煙場所の入口に表示



店舗入口に表示

